

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 5 条第 3 項（同令第 6 条及び第 7 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 7 日

香取市長 伊 藤 友 則



1 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

次に掲げる閲覧所において公表する。

香取市役所総合政策部財政課内（千葉県香取市佐原口 2 1 2 7 番地）

2 インターネットを利用して閲覧に供する方法

香取市ホームページ（<https://www.city.katori.lg.jp>）において公表する。